

平成27年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録

平成27年3月6日（金）午前11時23分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 承認第2号 職員の派遣申請について

日程第4 承認第3号 職員の割愛申請について

日程第5 議案第11号 瑞穂市教職員の人事内申について

日程第6 継続審議 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について

日程第7 その他

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河合和義

福野佐代子

麓英里

加藤悟

横山博信

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 高田敏朗

教育総務課長 久野秋広

学校教育課長	杉 原 和
学校教育課主幹	宮 崎 智 和
幼児支援課長	山 本 康 義
幼児支援課総括課長補佐	鹿 野 正 美
生涯学習課長	棚 橋 剛
生涯学習課総括課長補佐	堀 部 哲 也

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 磯 部 基 宏

○傍聴者

なし

開会 午前 11 時 23 分

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。本日は、卒業証書授与式へのご出席ご苦勞様でした。穂積中学校の卒業式に出席させていただきましたが、厳肅に執り行われ大変感銘致しました。それでは、第1回瑞穂市教育委員会臨時会を開催致します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。
福野委員にお願い致します。

日程第2 教育長の報告

○委員長 日程第2 教育長より報告を求めます。
○教育長 本日は、早朝から中学校の卒業式に出席していただきありがとうございます。年々卒業生の服装も整って厳肅な式が執り行われるということが、瑞穂市の定番になっていることを嬉しく思っています。今年の卒業生は、特色化選抜がなくなりましたので、沢山の生徒がこれから入試ということで、例年と違った雰囲気であったと思います。本日は、よろしくお願い致します。

○委員長 議題に入る前に本日は、人事に関する議題であり、市長部局での正式な内示があるまでは、非公開とさせていただきたいと思えます。傍聴人があっても傍聴はできないということで進めたいと思えますがよろしいでしょうか。
○各委員 異議なし。

日程第3 承認第2号 職員の派遣申請について

○委員長 日程第3 承認第2号 職員の派遣申請について、議題と致します。
事務局より説明を求めます。
○学校教育課長 日程第3 承認第2号 職員の派遣申請について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決しましたので、同上第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めます。平成27年3月6日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 承認第2号 職員の派遣申請について、承認することと致します。

日程第4 承認第3号 職員の割愛申請について

○委員長 日程第4 承認第3号 職員の割愛申請について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第4 承認第3号 職員の割愛申請について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決しましたので、同上第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。平成27年3月6日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 承認第3号 職員の割愛申請について、承認することと致します。

日程第5 議案第11号 瑞穂市教職員の人事内申について

○委員長 日程第5 議案第11号 瑞穂市教職員の人事内申について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第5 議案第11号 瑞穂市教職員の人事内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第1項により、県費負担教職員の内申をすることについて、教育委員会の議決を求める。平成27年3月6日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第11号 瑞穂市教職員の人事内申について、可決することと致します。

日程第6 継続審議 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について

○委員長 日程第6 継続審議 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第6 継続審議 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について、瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則案を別紙のとおり提出する。平成27年3月6日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関し必用な事項を定めるため、市教育委員会規則を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

私的契約児については、定員の中で余裕がある場合には運用するのですか。予算的なこともありますので市長部局とよく協議してください。働いていない保護者が幼稚園へ応募して、抽選で漏れた場合どこへも行けなくなるというのはいけないと思います。

○幼児支援課長 私的契約児については、保育料基準額がありますので少し高いのですが定員内で収まれば運用していきます。

○委員長 私的契約児の保育料は高額になると思いますので、最初から受入しないという内容ではいけないと思います。予算が絡む話なのでその辺は一度十分

に検討していただきたいと思います。他市町からの入所であればわかりますが、瑞穂市のお子さんのことですから、なんとか救ってあげたいと思いますが。

教育委員会が所掌して行っているので、保育を単純にするということではないと思います。私的契約児の子たちに、瑞穂市の恩恵を受けさせて、瑞穂市が求める教育の将来像を造っていくなれば必要なことだと思います。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 継続審議 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について、可決することと致します。

日程第7 その他

○委員長 日程第7その他に入ります。

○教育次長 ございません。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 第2回定例会の意見聴取、教育長の勤務時間等に関する条例における条文の解釈について説明致します。第2条中、この条例に定めるものにつきましては、この条例に定めるものを除くほかとは、一般職の職員の例とならない新教育長の勤務条件に係る法令、及び条例のことで、これらの法令及び条例は、一般職の職員の例によらないということを本文の上段で、条文のはじめに規定しているものです。新教育長について定めた法令及び当市の条例は、①瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例②瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例③瑞穂市職員等の旅費に関する条例④その他新教育長の服務について定めた法律（地方自治法）です。

以前に懲戒処分があった教育委員会事務局の職員ですが、秘書広報課名で指示書を交付したが期限が経っても、指示に従わなかったため、受診命令書を交付しますので報告させていただきます。

○委員長 命令書は市長・教育長名どちらで出すのですか。

○教育総務課長 要綱では、任命権者となっていますので、市長・教育長連名で出す予定です。

○委員長 それで法的には大丈夫なのですか。辞令は教育委員会へ出向するに

なっているはずですが、市長に権限が発生するのですか。

○**教育長** 身分は、市で採用し、教育委員会へ出向しているということなので、教育委員会の辞令は確かに教育委員会を出していますが、市が採用して辞令を出しているので連盟で受診命令書を出すということです。

○**委員長** 十分確認していただき進めて下さい。

学校教育課長。

○**学校教育課長** 前回定例会にて、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）について、別紙のとおり改正文を資料として提出させていただきます。また、瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について説明させていただきましたが、定例会以後に穂積小学校薬剤師の変更がありましたので報告させていただきますのでよろしくお願い致します。

○**委員長** 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）については、他市町は了解していただけたのですか。

○**学校教育課長** はい。これを加えて議決をしていただけるようお願い致しました。

○**委員長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 前回定例会にて、瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり資料を配布させていただきました。委員長よりご指摘いただきました入所の制限につきまして、他市町村の例等で検討し第3条の2を削除し議会へ説明させていただくこととなりましたのでご報告致します。

○**委員長** 第3条の2中、市長はとっていますが市長でよろしいのですか。

○**幼児支援課長** 市長部局の条例で、教育委員会規則の補助執行で定められている中の条例なので市長が良いと思います。

○**委員長** 他のものについても一度確認してください。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** ございません。

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

次回の会議ですが、平成27年3月25日、水曜日、午後2時から平成27年第3回瑞穂市教育委員会定例会ということですのでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○委員長 本日は臨時会ということでご審議ありがとうございました。これを持ちまして、平成27年第1回瑞穂市教育委員会臨時会を閉会致します。

閉会 午後1時02分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年3月25日

瑞穂市教育委員会 委員長 河合和義

委員 福野佐代子

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。